

大島商船高等専門学校いじめ防止基本方針

制定 平成27年3月20日

大島商船高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（以下「ポリシー」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、本校における全ての学生が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「大島商船高等専門学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を定める。

1. いじめ防止のための基本方針

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）基本理念

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、また、他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めることを旨として行う。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、高専機構、本校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

（3）いじめの禁止

学生は、いじめを行ってはならない。

（4）学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する学生の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(5) 組織等の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、「いじめ対策委員会」(本校においては、厚生補導委員会の組織をもって充てる。)を設置する。

2. いじめの防止

(1) いじめについての共通理解を図る措置

① 校内研修 (学生相談室・学生主事室)

いじめの態様や特質、原因や背景、指導上の留意点等について取り上げ、教職員間で共通理解を図る。

② 学生向け講習 (学生相談室・学生主事室)

インターネットの利用、人権教育・人格向上、DV防止などの講習会を開催して、いじめとなる事例について理解する。

③ 全校集会、ホームルーム (校長、学級担任等)

校長や担任教員等が、全校集会やホームルーム等の機会を利用していじめ問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成するとともに、いじめは、加害者・被害者とも精神的・身体的に大きな苦痛が伴うことを理解させる。

④ クラブ活動 (クラブ顧問等)

クラブ顧問がいじめ問題に触れ、未然防止と早期発見に努める。

⑤ 校内掲示 (学生相談室・学生主事室)

いじめに該当する事例等を具体的に列挙して掲示する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

① クラブ活動や寮生活など課外活動や生活体験を通じて社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在と等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

② PBL教育 (課題解決型学習) やインターンシップを通じて課題解決能力やコミュニケーション能力を育成し、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力を養う。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

① いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう分かりやすい授業づくりや活躍できる集団作りを進め、ストレスを感じた場合でも、ストレスに適切に対処できる力を育成する。

② 教職員の不適切な認識や言動が、学生を傷つけたり、他の学生によるいじめを助長したりすることのないよう、教員会議等を通じた共通理解の下で、指導の在り方には細心の注意を払う。

③ 障がい (発達障がいを含む) について、適切に理解し指導するため、学生相談室を中心に、当該学生に対する支援体制を構築するとともに、必要に応じて教員会議等を通じ全教職員に周知する。また、障がいに関する研修についても計画的に企画・実施する。

(4) 自己有用感、自己肯定感の育成

- ① 全ての学生が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ学生が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会（表彰制度の活用）を提供し、学生の自己有用感が高められるよう努める。
- ② 教職員はもとより、家庭や地域の人々など幅広い大人から認められ、自己肯定感を高められるよう地域貢献活動、学校間連携活動、ボランティア活動、小・中学校との連携事業等への積極的な参加機会を設け、参加状況をホームページ等で公表する。

(5) 学生の自主的な学び、取り組みの推進

学生会、寮生会を中心に学生自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、学生自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

3. 早期発見

(1) 基本的な考え方

- ① いじめは教職員の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ② いじめを隠したり軽視したりすることなく、日頃から学生の見守りや信頼関係の構築に努め、学生が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に学生の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 早期発見のための措置

- ① 定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、学生がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ② 学生及びその保護者並びに教職員が、抵抗なくいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するとともに、学生相談室や保健室の利用、学校以外の相談窓口等について、広く周知する。

4. いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ① いじめを発見又は通報を受けた場合には、迅速かつ正確に事実関係を把握するとともに、事実を隠すことなく保護者等と協力して対応する。
- ② いじめを受けた学生や通報者の安全を確保し、いじめを行った学生に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ③ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じ関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 学生や保護者からの相談や訴えに対し、真摯な対応を行う。
- ③ 学校は、いじめの通報を受けた時その他本校の学生がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該学生に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。
- ④ 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄

警察署と連携してこれに対処するものとし、学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

(3) 組織的対応

- ① 学校としていじめを認知した後は「いじめ対策委員会」で対応を行う。
- ② 当事者からの事情聴取の際は、第三者を介在させる等、話しやすい雰囲気の醸成に努め、可能な限り正確な状況の把握に努める。

(4) いじめを受けた学生やその保護者への支援

- ① いじめを受けた学生から事実関係の聴取を行う。その際、「いじめを受けた学生にも責任がある」という考え方はあってはならず、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ③ 心のケアや授業等における柔軟な対応を行い、いじめから守る。
- ④ 保護者へ正確な情報を確実に伝え、今後の対応等について情報共有を行う。
- ⑤ いじめを受けた学生にとって信頼できる友人・知人・教職員、家族等と連携し、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう環境を確保し、寄り添い支える体制をつくる。

(5) いじめた学生やその保護者への助言

- ① いじめたとされる学生から事情聴取を行い、いじめが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを行った学生に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ② いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ③ いじめの状況に応じて、孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。
- ④ 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① はやし立てたり面白がったりする「観衆」や見ているだけの「傍観者」の中から、いじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ② 全ての学生が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう指導する。

(7) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。
- ② 不適切な書き込みを直ちに削除できない場合など、必要に応じて地方法務局や警察と連携し、適切な対応をとる。
- ③ 学校における情報モラル教育を継続し、徹底させる。

(8) 学校全体への働きかけ

- ① 当事者間のみの問題とせず、いじめが起きた集団、学校全体の問題と捉え、機会を捉えて根絶の働きかけを行う。
- ② 一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ対策委員会を通じて教員会議等で周知を図り、情報を共有して組織的に対応する。

附 則

この基本方針は、平成27年3月20日から施行し、平成27年3月20日から適用する。